

令和2年度

第5回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

# 大多喜町農業委員会議事録

令和2年8月5日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、令和2年度第5回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

## <報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について  
報告第2号 廃土処理（公共事業施行）事業の届出について  
報告第3号 軽微な農地改良の届出について  
報告第4号 農地の転用事実に関する照会について

## <出席委員>（ 8名）

- 1 番委員：加曾利 益弘      2 番委員：佐川 順一郎  
3 番委員：森 紀久嗣      5 番委員：渡辺 忠洋  
6 番委員：吉野 公博      7 番委員：浅野 幸男  
8 番委員：山口 豊      9 番委員：矢代 とみ江

## <欠席委員>（ 2名）

- 4 番委員：鈴木 孝一      10 番委員：押元 康郎

## <出席職員>

- 事務局長 秋山 賢次      事務局 加藤 庸永      寺井 絵里

開 会（午後 2 時 00 分）

事務局長（秋山課長）

本日は、お忙しいところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

只今から、令和 2 年度第 5 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、8 名の出席をいただいておりますので、大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立いたします。

なお、押元会長、4 番の鈴木委員につきましては、本日、都合により欠席との連絡を受けておりますので、御報告いたします。

それでは、会長が欠席でございますので、大多喜町農業委員会会議規則第 4 条第 2 項の規定により森副会長に会長の職務を代理していただき、議長をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

（森副会長 挨拶）

議長（森副会長）

それでは、議事日程 3 の議事録署名人の指名について、大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。

今回は、6 番委員の吉野委員と 7 番委員の浅野委員をお願いいたします。

それでは早速、議事日程 4 の議件に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を受けた後、発言されるようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

本案件につきましては、加曾利委員が当事者の案件ですので、大多喜町農業委員会会議規則第 11 条、議事参与の制限により本案件の審議の開始から終了まで、加曾利委員に退室していただき、案件終了後に入室をお願いいたします。

（加曾利委員 退室）

議長（森副会長）

事務局から説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、2 ページをお開きください。

議案第 1 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有

権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和2年8月5日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 11。所在・地番、栗又字亀尻 番。地目、田。地積、99 平方メートル。農地種別、2 種。農用地区域、外。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、現在、農業及び畜産業を営んでおり、農業機械やトラック、乗用車を保有しているが、宅地が狭いため、車両の駐車スペース確保に苦労している。このため、自宅前の申請地を譲り受けトラック 2 台及び軽トラック 2 台の駐車場として使用したい。転用を伴う所有権移転。

以上です。

議長（森副会長）

事務局の説明が終わりました。

議案第 1 号、番号 11 については、佐川委員に現地調査を依頼いたしましたので、報告をお願いいたします。

佐川委員（2 番）

それでは、議案第 1 号、11 番につきまして、7 月 29 日、9 時から事務局職員 1 名と現地調査を行ってまいりました。また、申請者と義務者にも立会いをいただきました。

申請地の場所でございますが、国道 465 号線、老川の交差点から県道小田代勝浦線を会所、天津方面に進行します。栗又地先の旅館を過ぎまして、300 メートルほど進みますと左側に という集会所がございます。その先の三差路を右折。これは町道になりますが、300 メートルほど進んだ右側の道路沿いになります。

申請地の状況でございますが、現在、更地になっておりました。写真を参照していただきたいと思いますが、道路との高低差はありませんでした。

この場所ですが、40 年ほど前は水田だったということでございます。その後に埋立てをして、約 60 センチメートルと話しておりましたが、土を盛り、埋立てをしまして、現在に至っているそうです。

申請地の南側に、直径 20 センチメートルくらいの柿木が 1 本植えられておりました。

隣接地の状況でございますが、公図と土地利用状況図を参照していただきたいと思いますが、公図を見ていただきますと、地番で上に の、その下に、左側に と地番がありますが、この辺は、稲が耕作されております。申請地とその水田との高低差が 2 メートルほどでございます。

申請地の下側は、水路になっております。ですから、雨水

等につきましても、道路との高低差はなく、道路脇にU字溝もございましたし、水路もあるということの中で、主には自然浸透ということでございますが、水路等もありますので、問題はないかと思えます。

簡単ですが、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森副会長）

どうもありがとうございました。  
現地調査の報告が終わりました。  
質問のある方は、発言をお願いいたします。

質問ございませんか。

（質問等なし）

議長（森副会長）

質問がないようですので、番号 11 については、許可相当とすることとして御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、番号 11 につきまして、許可相当とすることを決定いたしました。

議案第 1 号は、以上でございます。  
加曾利委員の入室を認めます。

（加曾利委員 入室）

議長（森副会長）

続きまして、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局（寺井）

それでは、3 ページをお開きください。

議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するに当たり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。令和 2 年 8 月 5 日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

1、大多喜町農用地利用集積計画案、別添のとおり。2、公告を予定する日、令和 2 年 8 月 11 日。

農用地利用集積計画の各筆明細書については、4 ページから 7 ページに掲載のとおりでございます。

今回、更新案件が2件、面積で言いますと、5,332平方メートル。新規案件が1件、1,478平方メートル。計6,810平方メートルの集積計画案が提出されております。

それでは、4ページを御覧ください。

農用地利用集積計画各筆明細書。整理番号2の29。利用権を設定する土地、利用権の条件。所在、大字川畑字松ノ木立、地番■■■番■■■。地目、田。地積、868平方メートル。利用計画、水田として利用。外1筆となりまして、合計2筆1,764平方メートルでございます。賃借権での設定で、2筆分合計8,150円の設定がされております。利用権設定の期間は、5年間で、令和2年8月12日から令和7年8月11日までとなります。借賃の支払いについては、毎年9月30日までに持参払いです。貸付者、大多喜町〇〇〇〇氏、借受者、大多喜町〇〇〇〇氏。

次のページにまいりまして、整理番号2の30。所在、大字小土呂字時本、地番■■■番■■■。地目、田。地積、1,478平方メートル。利用計画、畑として利用。賃借権での設定で、10万円の設定です。利用権設定の期間は、10年間で、令和2年8月12日から令和12年8月11日までとなります。借賃の支払いについては、毎年12月31日までに口座振込です。貸付者、大多喜町〇〇〇〇氏、借受者、大多喜町〇〇〇〇氏。

続きまして、6ページ、整理番号2の31です。所在、大字大戸字立脇、地番■■■番■■■。地目、田。地積、1,216平方メートル。こちらが、次ページと同一の案件となりまして、外8筆となります。合計地積が3,568平方メートルでございます。利用計画について、6ページに掲載の部分については、水田として利用、7ページに掲載の部分につきましては、畑としての利用が計画されております。こちらは、農業者年金の更新に伴う使用貸借権設定の案件でございます。利用権設定の期間は10年間。期間開始の日が令和2年8月12日から令和12年8月11日までとなります。貸付者、大多喜町〇〇〇〇氏、借受者、大多喜町〇〇〇〇氏。

なお、利用権の設定を受ける者、借り手の農業経営の状況につきましては、8ページに掲載のとおりです。

事務局からは、以上です。

事務局の説明が終わりました。

質問のある方は、発言をお願いいたします。

小土呂の時本の土地ですが、以前から貸してあったので貸

議長（森副会長）

浅野委員（7番）

借権が付いていると思いますが、その貸借権は解除になったのでしょうか。

事務局（寺井）

以前の借り手との貸借契約を解除して、新たに今回の借受者が新規で引き継いだという形になりました。

議長（森副会長）

ほかに質問のある方は。

（質問等なし）

議長（森副会長）

それでは、質問がないようですので、議案第2号について原案のとおり決定することで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森副会長）

異議なしと認め、議案第2号については、原案のとおり決定することといたします

議件は、以上をもって終わります。

それでは、報告事項について、事務局よりお願いいたします。

事務局（寺井）

それでは9ページをお開きください。

報告第1号。農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。令和2年8月5日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号13。所在・地番、庄司字モチノキ谷 ■番■。地目、畑。地積、227平方メートル。外23筆、合計24筆で6,646平方メートル。登記原因・日付、相続、令和2年6月10日。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。

このほか番号14、15の案件が届出されております。説明については、割愛させていただきます。

続きまして、11ページ。報告第2号。廃土処理、公共事業施行、事業の届出について。下記のとおり届出があったので報告する。令和2年8月5日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号1。所在・地番、面白字前田 ■番■。地目、田。地積、681平方メートル。外1筆、合計2筆で1,421平方メートル。土地所有者、大多喜町〇〇〇〇氏。このほか2名の所有者の方で同様の廃土処理事業の届出が提出されております。また、廃土処理量につきましては、3名の所有者、4筆の土地で1,651立方メートルの処理量の届出がされてお

ます。埋立ての高さについては、80センチメートルでございます。当該農地の選択理由ですが、工事の残土処理に伴う運搬や処理に掛かる費用を抑えるため、同じ地区内で受入れができる場所を探したところ、土地が湿気て稲作ができない農地があり、土地をかさ上げして畑作にしたい申出があったためということです。工事期間、令和2年7月10日から令和3年6月30日まで。公共事業施工者、大多喜町長 飯島勝美、大多喜町環境水道課。

こちらは、資料を添付しておりますので、報告第2号の資料ということで御参照ください。

続きまして、12ページ、報告第3号にまいります。

軽微な農地改良の届出について。下記のとおり、届出があったので報告する。令和2年8月5日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号1。所在・地番、小田代字駒廻場 ■■■番■■■。地目、田。地積、384平方メートル。埋立て後の利用、畑として利用。土地所有者、大多喜町〇〇〇〇氏。工事期間、令和2年7月15日から令和2年10月30日まで。

こちらにつきましても、資料を添付しておりますので、場所など参照していただければと思います。

続きまして、13ページ、報告第4号。農地の転用事実に関する照会について。下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。令和2年8月5日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号、4。所在・地番、大田代字岡田 ■■■番■■■。地目、田。地積、169平方メートル。変更登記地目、宅地。登記原因・日付、地目変更、昭和年月日不詳。調査・報告地目、こちらの調査は、令和2年6月17日、水曜日、午前10時半から加曾利委員、佐川委員に立会いをお願いいたしまして、事務局職員1名と現地調査を行っております。照会地の現況は、隣家への進入路が造られ、庭木が植栽され、宅地の一部として使用されている。また、平成11年から税務上、宅地として区分され、20年以上経過している。したがって、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名、大多喜町〇〇〇〇氏。

続きまして、14ページ。番号5。所在・地番、平沢字大洲 ■■■番■■■。地目、田。地積、0.84平方メートル。変更登記地目、宅地。登記原因・日付、地目変更、昭和年月日不詳。調査・報告地目、こちらは、令和2年7月20日、月曜日、午



後 2 時 30 分から鈴木委員、森委員に立会いをお願いしまして、事務局職員 1 名と現地調査に入りました。照会地の現況は、電柱が設置され、自宅の敷地の一部として使用されている。照会地と接続している宅地 ■■■番■■■内の母屋は昭和 43 年から、同じく宅地 ■■■番■■■内の物置は昭和 51 年から現在まで使用されていることから、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名、大多喜町〇〇〇〇氏。

報告事項は、以上です。

議長（森副会長）

ありがとうございました。

以上、報告事項でございますので、御了解をいただきたいと思っております。

続いて議事日程 6、その他に入ります。

事務局何かございましたらお願いいたします。

事務局（寺井）

特にございませぬ。

議長（森副会長）

それでは、以上をもちまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

事務局長（秋山課長）

大変お疲れ様でした。

以上をもちまして、本日の総会を閉会させていただきます。

お疲れ様でございました。

閉会（午後 3 時 32 分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年8月5日

議長 森 紀久嗣

署名委員 吉野 公博

署名委員 浅野 幸男